

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する  
特別措置法施行に伴う「業務規程施行規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
• 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表……………	1
• 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表……………	2

## 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第19条 規程第27条に規定する税額相当額として当取引所 が定める額は、利子に<u>100分の20.315</u>を乗じて算出した 額（円位未満は切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行し、その 売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成25年1月 1日以後の日である利付債券及び利付転換社債型新株予 約権付社債券の売買における経過利子の計算から適用す る。</p>	<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第19条 規程第27条に規定する税額相当額として当取引所 が定める額は、利子に<u>100分の20</u>を乗じて算出した額 （円位未満は切り捨てる。）とする。</p>

## 国債証券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第5条 国債特例第11条に規定する税額相当額として当取引所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に<u>100分の20.315</u>を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年4月1日から施行し、受渡決済期日後最初に到来する利払期日が平成25年1月1日以後の日である受渡決済における経過利子の計算から適用する。</p>	<p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第5条 国債特例第11条に規定する税額相当額として当取引所が定める額は、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額に<u>100分の20</u>を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）とする。</p>